

●香川県告示第104号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成21年3月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 西土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年2月19日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 観音寺市吉岡字畔田71番1及び71番2
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.60メートル
延 長 20.55メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。